

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から58年3月まで

昭和58年8月頃、当時一緒に仕事をしていた父親が、私の国民年金加入手続きを行い、年金の加入期間に空白ができないように10万円ぐらいの国民年金保険料を遡って納付したと聞いているので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は21か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除き、20年以上の長期にわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年6月頃に婚姻前に居住していたA市B区で払い出されていることから、この頃に申立人の国民年金加入手続きが行われ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した56年7月16日まで遡って国民年金被保険者資格を取得したとみられる。この加入時点を基準とすると、申立期間は時効成立前であり、保険料を遡って納付することは可能であった。

さらに、申立人は、年金の加入期間に空白ができないように、父親が申立期間の保険料を遡って納付してくれたとしていることから、その主張に不自然さは無く、納付してくれたとする10万円ぐらいは、申立期間の保険料額10万3,140円とほぼ一致している。

加えて、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料を納付したとする父親は、国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、納付意識は高かったものと考えられ、納付意識の高かった父親が21か月と比較的短期間である申立期間の保険料を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年6月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで

私は、昭和60年か61年頃に母親から「将来のため年金はつないでおいた方が良いので、国民年金の加入手続を行い、遡って保険料の納付をしておいた。」と聞いた覚えがある。その時は詳しいことまでは母親から聞いておらず、母親は既に亡くなっており確認はできないが、できる限りの納付を行い年金がつながるようにしておいたと聞いた覚えはあるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和61年4月より前に母親から申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付しておいたと話を聞いたとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳記号番号の記載がある年金手帳によると、同年6月24日に申立人の氏名変更の手続が行われた形跡が確認でき、これは申立人の手帳記号番号が払い出された時期ともおおむね一致していることから、この頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われたものとみられる。このように、加入手続が行われた時期は申立人の主張とは異なり婚姻後ではあるものの、この加入手続が行われた時期においても、申立期間①及び②は、いずれも時効成立前であり、過年度保険料として納付が可能な期間であった。

また、オンライン記録及びA市の記録によると、申立期間①の直後であり、かつ、申立期間②の直前でもある昭和59年7月から60年3月までの期間、及び申立期間②の直後である同年7月から61年3月までの期間の保険料については、過年度納付されており、当時、母親は、申立人に係る保険料の未納の解

消に努めていたことがうかがわれ、これらは、申立人が母親から遡って保険料を納付しておいたと聞いたとする話とも符合している。

さらに、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、昭和51年11月以降は国民年金に任意加入し、任意加入期間の保険料については、全て納付していることから、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったものとみられ、納付意識の高かった母親が2期間を併せても6か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年1月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで

私は、退職（昭和54年3月末）後、A町役場で国民年金加入手続を行った。申立期間①の保険料は、退職金で1、2回納付書によりB銀行C支店で納付した記憶がある。申立期間②の保険料は、夫の給料から納付書により同銀行D支店で納付した。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間は除く。）に保険料の未納は無く、任意加入、第3号被保険者届出及び厚生年金保険から国民年金への切り替えなどの手続も適切に行っており、国民年金制度に対する関心は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②を含む昭和55年2月4日から57年10月26日まで国民年金に任意加入しており、申立期間②直前の同年6月まで保険料を未納無く納付していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の「被保険者でなくなった日」欄に同年10月26日と記載され、E市のゴム印が押されており、その前日に任意加入被保険者の資格喪失手続を行ったものとみられることから、申立人が手続時点で納付可能であった申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、退職（昭和54年3月末）後にA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料は、1、2回納付書によりB銀行C支店で納付し、保険料月額は1万3,000円前後だったとしてい

るところ、申立人は、国民年金加入手続時期及び保険料納付時期を覚えておらず、加入手続後に交付される年金手帳についても受領していないとしている上、申立期間当時の国民年金保険料月額が3,300円であったことから、申立人の申立期間①に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、前述のとおり、申立人は、昭和55年2月4日に国民年金の任意加入被保険者として資格取得しており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、このことは申立人が所持する年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」とも一致している上、国民年金被保険者台帳、E市の国民年金全件リストの記載内容及びA町では、申立人が申立期間①において国民年金に加入していた記録が存在しないこととも符合する。このため、申立期間①は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間①の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年3月まで

私は、婚姻(昭和50年3月)前後、元夫と一緒にA市B区役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行った。その際に、会社退職後の国民年金保険料が未納とされていることを指摘された。加入後、送付されてきた納付書で未納だった国民年金保険料を自宅近くの金融機関で1、2回遡ってまとめて納付した記憶がある。婚姻後は、私が夫婦二人分の保険料を未納とならないように納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く昭和50年4月から60歳到達までの35年余りの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、婚姻後、申立人が自身の分と一緒に保険料を納付していたとする元夫の納付記録を見ると、国民年金被保険者資格を取得した45年4月から国民年金加入期間の保険料は全て納付済みとされており、夫婦は口座振替(52年7月開始)及び複数回過年度納付を行うなど、婚姻後の申立人については、保険料に未納が生じないように努めていたことなどを含め、国民年金制度に対する関心は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの保険料については、i) A市の国民年金被保険者名簿によれば、備考欄に「50. 3. 11C区」及び受付記録欄に「50. 3. 31 氏名変更届」と記載されていることから、申立人の住所変更手続及び氏名変更手続が同年3月31日に行われたことがうかがわれ、この手続時期を基準とすると、申立期間のうち、48年1月から49年3月

までの期間は過年度納付が可能であったこと、ii) 国民年金被保険者台帳を見ると、昭和49年度の摘要欄に「納付書発送」のゴム印が押されており、当該年度の未納保険料について社会保険事務所(当時)から過年度納付書が送付されたものとみられる。

さらに、申立人は、婚姻(昭和50年3月*日)後、夫婦二人の国民年金保険料が未納とならないように納付したとしているところ、元夫の国民年金被保険者台帳を見ると婚姻前の49年7月から50年3月までの期間の保険料が婚姻後の同年11月25日に過年度納付されていることが確認できる上、未納だった保険料を1、2回遡ってまとめて納付した記憶があるとしており、申立期間のうち、48年1月から50年3月までの期間について、保険料に未納が生じないように努めていた申立人が社会保険事務所から送付されてきた納付書により、当該期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の手續時期(昭和50年3月)を基準とすると、申立期間のうち、47年1月から同年12月までの期間の保険料は、第2回特例納付実施期間(49年1月から50年12月まで)中であつたことから、特例納付が可能であつたものの、国民年金被保険者台帳に特例納付の記録は無く、当時申立人は24歳であり、その後60歳の前月まで保険料を未納無く納付した場合、国民年金の受給権確保(保険料納付月数等が合計で300か月必要。)が可能であつたことから、申立人が申立期間の保険料を特例納付する必要性は乏しかつたものと考えられる上、申立人は特例納付の説明を聞いた記憶は無く、保険料の納付時期、納付対象期間及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人が当該期間の保険料を特例納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間のうち、昭和47年1月から同年12月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年6月まで

私は、時期はよく覚えていないが、自宅に来たA市B区役所の年金係の職員に勧められ国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料は、手書きの納付書を郵送してもらい、私が数回に分けて遡って納付した記憶がある。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く15年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されており、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者資格取得状況から、1回目は、昭和49年7月頃にC市で行われ、同年9月1日に被保険者資格を喪失している。2回目は、54年7月頃にA市B区で行われている。オンライン記録によると、62年6月30日に1回目に払い出された手帳記号番号が重複取消とされているほか、資格取得日は、49年7月1日とされていることが確認できる。2回目に加入手続が行われた時期を基準とすると、申立期間のうち、52年4月から同年6月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は、手書きの納付書で数回に分けて遡って納付した記憶があるとしていることから、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間直後の昭和52年7月から53年3月までの期間、及び昭和

53年度については、それぞれ54年9月10日及び55年6月12日に保険料を過年度納付していることが確認できることから、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった申立人が申立期間のうち、過年度納付が可能であった52年4月から同年6月までの期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、当該期間の保険料も過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の2回目の加入手続が行われた時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までは時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月及び同年11月

国民年金に加入した時期は覚えていないが、加入後、A市から送られてきた納付書により、申立期間を含む昭和48年10月から49年3月までの保険料を金融機関でまとめて納付したことを覚えている。国民年金手帳の昭和48年度国民年金印紙検認台紙に貼付した領収書にも「10. 11. 12月分」と記載されているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和48年度国民年金印紙検認台紙の12月欄には、同年度領収書のうち第3期分領収日付印の部分を取り取ったとみられるものが貼付されており、これには「10. 11. 12月分」と記載されている上、金融機関の領収印が押されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は、任意加入被保険者として昭和48年12月10日に資格を取得しており、申立人の国民年金加入手続は、この資格取得日に行われたものとみられる。夫は申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時に当該期間の被保険者資格を遡って取得することはできない。このため、申立期間の保険料は還付の手続を行うべきところ、還付された形跡は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付した後、当該納付金は長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上被保険者となり得ないことを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年12月は20万円、2年1月は17万円、同年2月は18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成2年3月は18万円、同年4月は15万円、同年5月から同年7月までは18万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 3 申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月20日頃から2年3月20日まで
② 平成2年3月から同年7月まで
③ 平成2年10月31日から同年11月1日まで

申立期間①について、平成元年12月20日頃からA社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、標準報酬月額が低額になっていると思うので、適正なものに訂正してほしい。

さらに、申立期間③について、平成2年10月末日まで勤務し、同年10月分の厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社の同僚が「申立人は、私と同じマンションに住んでおり、その1階にあったA社で一緒に働いていた。私は、平成元年11月に入社したが、申立人は、翌月の給与の締め日（20日）の翌日に入社した。当時、同社では、試用期間などは無かったと思う。」と証言していること、及び申立人から提出された当該期間に係る明細書により、申立人は、同年12月21日から同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、明細書の保険料控除額から、平成元年12月は20万円、2年1月は17万円、同年2月は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は11万円とされているが、申立人から提出された当該期間に係る明細書により、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額（平成2年3月は18万円、同年4月は15万円、同年5月から同年7月までは18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③について、A社の当時の事業主は、「当時の資料が無いので明確なことは分からないが、申立人は、責任ある立場の人だったので、月末の1日前に辞めるようなことはなかったと思う。少なくとも月末まで勤務していたと思う。」と証言していること、及び申立人から提出された平成2年11月の給料明細により、申立人が当該期間において同社に継続して勤務し、同年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料明細の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所台帳によると、当初、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は平成2年10月31日と記録されていたものの、その後、同社が当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認定されたことにより、22年6月24日付けで、現在の適用事業所ではなくなった日（2年12月21日）に記録が訂正されていることが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり、当初、当該期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であったことから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月18日から39年1月31日まで

申立期間当時に一時金を受け取った記憶は無いし、当時は脱退手当金の制度自体を知らなかった。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年2か月後の昭和41年3月25日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の4回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が、5回の被保険者期間のうち、4回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年9月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案5982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月14日から同年3月11日まで

私は、昭和33年から平成14年までA社に継続して勤務していたが、本社からB支店に異動した際の申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に1か月間の空白がある。

厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる関連資料等はないが、A社B支店の現在の事務担当者は、「資格喪失日の届出に誤りがあった可能性がある。」と証言していることから、申立期間については、申立人の同社本社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年1月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、A社B支店から提出された健康保険厚生年金

保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和40年2月14日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から38年1月12日まで
A社を退職した後に、脱退手当金をもらったことになっているが、もらった覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚（申立期間当時の同社事業主の子女）は、「当時、退職者から希望を聞いた上で会社が脱退手当金の請求手続を代行し、代行した場合には、事務担当者が、人事記録に厚生年金保険脱退手当金請求書提出等と朱書きしていた。申立人の人事記録には、そのような記載が無いので、申立人に関しては、請求手続を代行していないと思う。」と証言しているところ、同子女から提出された当該人事記録によると、当該朱書き記載が認められる複数の同僚についてはオンライン記録においても支給記録が確認できる一方で、申立人の人事記録にはそのような朱書き記載が確認できないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務した2社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、最初に勤務したB社は、中学を卒業して集団就職した会社であり、また、申立人は、その後に勤務したC事業所についても、「反物を補修する仕事をしていたが、慣れてくるとともに、都会で住みたいと思うようになり、C事業所を辞めた。」と具体的に述べており、申立人が当該2社における勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月20日から39年9月4日まで

「確認はがき」が届いたので確認したところ、脱退手当金を受給したことになっていることを知ったが、受け取った覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票で管理されている申立人の健康保険整理番号の前後50人のうち、申立人の被保険者資格喪失日（昭和39年9月4日）の前後2年以内に資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている女性16人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録がある者は皆無であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務したB社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「B社は、何百人もいる大きな会社だった。寮に住み込みで働いていたので、よく覚えている。」と述べており、申立人が申立期間の前の勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月28日から同年9月16日まで
② 昭和37年9月16日から38年5月14日まで
③ 昭和38年5月15日から42年10月26日まで

脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の最終事業所のA社で被保険者資格を喪失した約4か月半後に、別のB社で被保険者資格を取得している上、申立人は、「A社を退職後、再就職するために、B社を含めて複数の会社の面接を受け、その結果同社に就職した。」と主張しており、申立人が、申立期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は昭和43年5月28日に支給決定されたこととなっているが、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同被保険者原票及び被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は42年11月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の最終事業所のA社の後、B社において厚生年金保険被保険者期間（昭和43年3月16日に資格取得し同年5月1日に資格喪失。）が確認できることから、同社を退職後に脱退手当金を請求することが可能であるが、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が脱退手

当金を請求する直前まで勤務していた同社の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎となっておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月8日から41年9月10日まで

私は、平成15年に年金請求を行った際に、脱退手当金を受給したことになることについて初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格を有する19人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は5人のみである上、支給記録のある同僚は、「会社で代理請求はしてもらえなかった。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人は、「未請求の事業所は、中学を卒業し、集団就職して働いていたが、いじめを受けたので辞めた、当該事業所を忘れることはあり得ない。」と主張していることから、当該前の被保険者期間を失念するとは思えない。

さらに、申立人は、「A社B支店を退職する前に結婚が決まり、退職と同時に主人の家に入り結婚した。その際に、主人の伯父から国民年金に入っておいた方が良くと言われ、すぐに手続き保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の脱退手当金は昭和41年12月13日に支給決定されているが、そ

の約2か月後から国民年金に任意加入し国民年金保険料を3年以上にわたり納付していることが確認でき、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月20日から同年8月12日まで
② 昭和32年9月2日から34年2月27日まで
③ 昭和34年3月23日から37年4月10日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を支給されたことになっていることを知った。しかし、私は脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和38年4月22日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の後にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、4回の被保険者期間のうち、当時、厚生年金保険被保険者証を保持していた直近の被保険者期間を失念するとは思えないことから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を算定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨の記録が無く、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月24日から35年4月25日まで

私は、日本年金機構からの確認はがきを受け取って、昭和36年7月に脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和36年7月26日に支給決定されたことになっており、申立人の委任を受けて事業主が代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和35年4月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月18日から44年7月11日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、A社の厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金を受給したになっていることを知った。

脱退手当金を一切受け取っていない。また、請求するのであれば従前の期間についても併せて請求しているはずである。

脱退手当金支給済みの記録を訂正し、申立期脱退手当金支給済みの記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が最初に勤務した事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定された昭和44年8月14日には、既に国民年金に加入し保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月25日から38年4月1日まで

日本年金機構から届いたはがきによれば、私がA社に勤務した厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金が支給されたこととして記録されている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、調査をして、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月31日に再交付された厚生年金保険被保険者証を所持しているところ、当該被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時、再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁（当時）の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所（当時）で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は確認できない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間よりも前の4回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、5回の被保険者期間のうち、4回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人が昭和41年3月に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となった際の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と同一であり、申立人が当該事業所に対し、申立期間である厚生年金保険の被保険

者期間があることを自ら伝え、厚生年金保険被保険者証の再交付を受けたものと考えられることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものと認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知国民年金 事案 3001

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から同年11月まで

平成10年4月から同年11月までの国民年金保険料が未納とされているが、当時、役場の指導により、私が60歳になるまで、妻が保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金法による老齢基礎年金の年金額の計算の基礎とされる期間は、当該制度が発足した昭和36年4月1日以後の期間となるところ、この時点で既に20歳以上であった者（16年4月1日以前生まれの者）については、60歳までに原則の加入期間である40年（480か月）を満たすことができないため、これらの者には、当該年金額の計算をする上においては、有利となる取扱いとして、被保険者の生年月日に応じて加入可能年数が設定される「老齢基礎年金の額の計算の特例」の措置（以下「特例措置」という。）が規定されている。この特例措置に該当した被保険者に対しては、36年4月1日以後に加入可能年数の保険料納付済期間を満たした場合に、満額の老齢基礎年金を支給することとされており、申立人の場合は、特例措置による加入可能年数は37年間（444か月）となる。

オンライン記録によると、申立人は、昭和36年4月から平成10年3月までの37年間（444か月）は、国民年金又は厚生年金保険に加入し、かつ、保険料納付済期間とされていることが確認できる。このことから、申立人は、申立期間当時に申立期間に係る保険料の納付の有無にかかわらず、満額の老齢基礎年金が受給できる状況であったこととなる。

2 申立人は、申立期間の保険料については、A町から60歳になるまで保険

料を納付するように指導されていたとしており、国民年金法においても特例措置の該当のいかににかかわらず、保険料の納付義務に関しては60歳まで保険料を納付することとされているものの、同町では、平成10年度においては、口座振替による保険料納付者のうち、申立人等当該年度内に60歳に達する者に対し、特例措置を考慮した上で平成10年4月以降の保険料の口座振替の停止を行っていたことが確認できる。このことから、当時、同町において、特例措置の該当者に対し積極的な保険料徴収が行われていた状況まではうかがい難い。

また、A町の「国民年金納付状況」においても、申立期間の保険料については、オンライン記録と同様に未納とされているほか、同町の「国民年金検認照会」によると、申立人は、上記の口座振替の停止措置前である申立期間直前の平成10年3月の保険料については、納付書により保険料を納付していたことが確認でき、それまでの口座振替による保険料納付とは納付方法が異なっているところ、申立人は、同年3月の保険料の納付を行うことにより、特例措置による加入可能年数を満たすことができたことを踏まえると、申立人が同町から指導を受け納付したとする保険料は、当該保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人と同様に平成10年度内に60歳に達した妻は、当該年度の保険料については、60歳に達するまで全て納付済みとされているものの、オンライン記録によると、妻に関しては、昭和36年4月から平成10年3月までの保険料納付済期間が21年9か月（261か月）であったことが確認できることから、特例措置による加入可能年数を満たしていた申立人とは状況が異なり、妻の記録をもって、申立人の保険料も納付されていたとは推認し難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度導入（平成9年1月）以後の時期であり、同番号に基づいて、保険料の収納事務の電算化が図られており、申立人が8か月にわたる申立期間の保険料を、月ごとに数回に分けて納付したにもかかわらず、そのいずれもが年金記録から欠落したとは考え難いほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から44年3月までの期間及び同年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から44年3月まで
② 昭和44年7月から49年3月まで

昭和40年9月に国民年金に加入したものの、保険料は納付したり、納付しなかったりしていたが、51年6月28日付けのA市の国民年金印紙検認証明書を持ってB市C区役所で保険料の未納分を調べてもらったところ、10数万円をまとめて一括で納付すれば未納分が全て無くなると言われ、同年7月か同年8月頃に10数万円を同区役所の年金窓口でまとめて遡って納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和51年7月又は同年8月頃に申立期間の保険料をまとめて遡って納付したとしているところ、この時点を基準とすると、申立期間は既に時効が成立していることから、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、上記のことは、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びB市の国民年金被保険者名簿によると、昭和51年7月22日にA市からB市C区に国民年金の住所変更が行われるとともに、時効成立前であり過年度納付が可能であった昭和49年度及び50年度の2年度分の保険料がまとめて過年度納付されていることとも符合している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとしている時期より後に実施

されていた第3回特例納付を利用すれば、申立期間の保険料全てを納付することは可能ではあったものの、第3回特例納付における申立期間の保険料額は40万円であり、申立人が主張する納付額（10数万円）とは乖離^{かいり}している上、B市では、区役所の年金窓口において、特例納付に係る保険料を受領することはできなかったとしていることから、申立人が第3回特例納付を利用して申立期間の保険料を納付したとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から56年3月まで

父親に「厚生年金保険を絶対に解約してはいけない、間を空けずですぐ国民年金に加入しなさい。」と言われたため、会社を退職してすぐの昭和53年10月にA市B区役所に行き、国民年金の加入手続をした。保険料は、郵送されてきた納付書により銀行の窓口で納付をしたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してすぐの昭和53年10月にA市B区役所に行き、国民年金の加入手続を行い、郵送されてきた納付書により毎月銀行の窓口で1万いくらかの保険料を納付したとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年9月頃に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続が行われたのはこの頃であり、この加入手続の際に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した53年10月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このため申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和53年10月から54年6月までの保険料については、既に時効が成立していたことから、申立人が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和54年7月から56年3月までの保険料については、加入手続時期において過年度保険料として、遡って納付することが可能

な期間であったところ、申立人は、当時から国民年金の時効の制度については知っていたとしており、年金制度への関心があったので、加入手続時点で遡って保険料を納められる期間があったことの説明を受けていれば、当時遡って納付できる期間の保険料納付を行っていたはずであるとも主張しているものの、そのような説明を受けたとする記憶及び遡って当該期間の保険料を納付したとする記憶は明確でないことから、申立人が当該期間の保険料を過年度納付したとも推認し難い。

加えて、A市の国民年金過年度納付記録簿においても、オンライン記録同様、申立期間の保険料は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、当該期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年8月まで

私は勤めていた会社を昭和59年3月に退職し、国民年金に加入した。加入手続はA市B区役所で行い、保険料も納付していた。申立期間当時、雇用保険の失業給付を受給していたため、住民税の免除手続を行った記憶があり、国民年金の保険料を未納のまま放置するようなことはないので、申立期間の保険料が納付済みとされていなければ、国民年金の免除手続を行ったと思う。

申立期間について、保険料の納付があったこと又は申請免除期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成3年3月20日であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続時に被保険者資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和59年4月1日とする処理が行われたとみられる。このことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、保険料の納付又は免除申請を行うことはできなかったと考えられる。

また、国民年金保険料の納付は、納付期限から2年を経過して行うことはできないとされており、保険料の免除は、申立期間当時は申請のあった日の属する月の前月からとされていることから、上記加入手続後に、申立期間の保険料の納付又は免除申請を遡って行うこともできなかったと考えられる。

さらに、申立人は保険料をA市内のC郵便局で1か月1万3,100円ぐらいを

納付したとしているが、申立期間当時の保険料額 6,220 円と申立人が記憶している保険料額とは乖離^{かいり}している。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧表においても、オンライン記録同様、申立期間の保険料が納付又は免除されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 7 月まで

私は会社退職後、すぐに次の仕事に就くつもりで夫の扶養にはならず、A 市でアルバイトをしていた。申立期間の国民年金保険料は、郵送されてきた納付書により昭和 63 年 8 月から平成元年 7 月までの間に社会保険事務所（当時）で納付した記憶がある。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続時期、手続場所等については、覚えていないとしていることから、申立期間の国民年金加入状況の詳細は不明であり、申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により昭和 63 年 8 月から平成元年 7 月までの間に社会保険事務所で月額 1 万 3,300 円を納付したとしているところ、申立期間当時の保険料は月額 7,700 円である上、納付した社会保険事務所の名称及び場所について覚えていないとしていることから申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人の最初の国民年金被保険者資格取得日は申立人の基礎年金番号（平成 9 年 1 月 1 日に厚生年金保険記号番号を切替え）で、10 年 12 月 21 日とされており、基礎年金番号制度導入前に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このことは、申立人が所持する年金手帳に国民年金手帳記号番号の記載が無いことや国民年金の記録（1）の記載内容とも符合するほか、A 市においても申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、制度上、加入手続を行っていない者に対して納付書の作成・送付を行うことは無いことから、申立期間

の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月、5年10月、6年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月
② 平成5年10月
③ 平成6年1月
④ 平成6年3月

私は、大学卒業直後に婚姻（平成6年4月）した後、時期ははっきり覚えていないが、実家の母親から私の国民年金が20数万円未納になっているとの連絡が市役所からあったことを聞いた。学生ときは国民年金に加入していなかったため、当時居住していたA市役所で相談し、夫に保険料を負担してもらいまとめて納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続時期及び申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶は明確でなく、加入手続及び申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、提出した夫名義の預金通帳のコピーに記載されている平成6年9月16日に引き出された28万103円で申立期間の保険料をまとめて納付したかもしれないとしているが、この同年9月を基準とすると過年度納付が可能な申立期間①から④までを含む4年8月から6年3月までの保険料は20万3,600円となり、引き出した金額とかい離しており、併せて申立人が提出した家計簿には、7年12月27日及び8年1月19日の2回、「国民年金 10,500」と記載されているが、この金額は、平成5年度の保険料1か月分に相当することから、家計簿に記載された時点で納付可能な申立期間③及び④の保険料を納付した可能性は否定できないものの、まとめて納付したとする主張と矛盾する

上、当該家計簿には上記の2回以外に保険料に係る記載は無く、納付済期間の保険料である可能性もあることから、これら提出された資料により、申立人が申立期間の保険料を納付したとまでは推認することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から平成2年12月まで

昭和59年11月から63年12月までの期間については学生であり、平成元年1月から2年12月までの期間については海外に行っていたため、母親が申立期間の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。母親は亡くなっているため、当時のことは不明であるが、10年にA市で申立期間が納付済みであることを確認しているため、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、母親がこれらを行ったとしているところ、公簿によれば、母親は、申立期間当時、B市に住んでおり、申立人は、申立期間の直前の昭和59年4月3日に同市からC市に転入、63年3月23日にB市に再転入、64年1月3日に出国、平成3年1月31日に同市に再転入したことが確認できる。資格取得届は住所地の市町村に届出することとされていることから、同市に住んでいた母親が遠隔地であるC市に住んでいた申立人の国民年金加入手続を行ったとは考え難い上、申立人がB市に転居した昭和63年3月に母親が加入手続を行ったとしても、申立期間のうち、59年11月から60年12月までの期間については、時効期間を過ぎており保険料を納付することができないこととなり申立人の記憶は曖昧であり、母親は、既に死亡していることから加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保

険者の加入手続状況からB市において平成3年2月又は同年3月頃に行われたものとみられ、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その加入手続の際、資格取得日を遡って昭和59年*月*日（20歳到達時）とするとともに、申立人が海外居住であった期間については、任意加入の対象となる期間であり、申立人は制度上、加入手続を行った時から同期間を遡って被保険者資格を取得することはできないため、資格喪失日を64年1月4日（出国時）、資格取得日を平成3年1月31日（入国時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも一致する。このため、申立人は、申立期間のうち、昭和59年11月から63年12月までの期間については、申立期間当時、国民年金に未加入となり、前述の加入手続時期を基準とすると時効（2年）により納付することはできず、平成元年1月から2年12月までの期間は、前述のとおり国民年金に未加入であることから、母親は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料が未納とされていることとも符合する。

さらに、申立人は、平成10年にA市で申立期間が納付済みであることを確認したと主張しているものの、同市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和59年11月から63年12月まで未納とされており、平成元年1月から2年12月までは通算期間（合算対象期間（年金額に反映されないため「カラ期間」と呼ばれる。））とされていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、妻から婚姻（昭和44年1月*日）届をA市役所に提出した際に、国民年金の加入を勧められたことを聞き、後日、妻が同市役所で夫婦二人分の加入手続きを行い、私は、年金制度に加入していなかったため、36年4月から強制とされ、妻は20歳から強制とされた。妻が市役所で計算してもらった同年4月からの私の国民年金保険料を妻の1年分の保険料と一緒に同市役所内の金融機関でまとめて納付した。同年4月からの保険料を納付したにもかかわらず、1年分だけ納付したこととされているのは納付できない。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、加入手続き後、申立人の昭和36年からの保険料及び自身の1年分の保険料をまとめてA市役所内の金融機関で納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、44年1月27日に同市において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続きが行われ、その手続きの際に資格取得日を遡って36年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続き時期を基準とすると、申立期間のうち、36年4月から41年9月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年10月から43年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であったものの、同市及び同市役所内の金融機関では過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立人

は当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、一括納付した夫婦二人分の保険料額を1万数千円だったとしているところ、過年度納付が可能な保険料額(3,300円)及び現年度保険料(二人で5,100円)を納付した場合の保険料額は8,400円となることから、申立人が納付したとする金額と相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年12月までの期間、50年4月から51年3月までの期間及び同年8月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から49年12月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで
③ 昭和51年8月から52年3月まで

私は、昭和49年11月に結婚し、義父から年金手帳を渡されて、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を1回だけ納付したので、後は自分で納付するようと言われた。離婚(50年8月)して実家に戻ってから、父親から、「せっかく義父が手続きしてくれているから、20歳(45年*月)の時まで遡って払っておいたよ。」と言われた。離婚後の私の国民年金については父親任せにしていたので何も分からないが、当時父親は財力があったので、私が会社に勤めるまでの保険料を父親が納付してくれたので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする義父及び実父は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立期間①直後の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料が納付済みとされており、申立人は、49年11月に結婚し、義父から年金手帳を渡されて、保険料を1回だけ納付したので、後は自分で納付するようと言われたとするその保険料であるとも考えられる上、離婚(50年8月)して実家に戻り、実父から、「せっかく義父が手続きしてくれているから、20歳(45年*月)の時まで遡って払っておいたよ。」と言われた

としていることから、申立期間①、②及び③の保険料については、実父が申立人の離婚後に納付したとの主張と考えられるところ、申立期間のうち、45年1月から49年10月までの期間は、53年1月17日（申立人が所持する年金手帳の氏名及び住所変更日）に資格取得日を49年11月17日から45年1月20日に訂正されたことによって生じた国民年金被保険者期間であることから、この資格訂正時期を基準とすると、50年9月以前は時効により保険料を納付することはできなかったものと考えられる。また、申立期間のうち、同年10月から52年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であったものの、国民年金被保険者台帳及び還付整理簿によれば、53年1月から同年3月までの期間の保険料が重複納付を理由に51年4月から同年7月までの期間の保険料に53年7月19日をもって充当処理されたことが確認できることから、充当処理された時点では当該期間が未納であったものと考えられ、前述の過年度納付が可能とされる期間について保険料を納付したものと推認することはできない。

さらに、過年度納付及び第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで）を利用して申立期間の保険料を納付したとする可能性も考えられるが、申立人は、父親から申立期間の保険料の納付時期、納付方法、納付金額及び納付場所について聞いていないとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付によって納付したものとまでの推認は行い難い。

加えて、申立人は、A市で払い出された国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しているものの、申立人の記録は、B町で払い出された記号番号で管理されており、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3010

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から46年3月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたはずだ。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しており、申立人も加入手続時期、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月23日にA市に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得欄には、「受理年月日 46. 7. 24 取得年月日 40. 7. 19 取得別 新 種別 強」と記載されていることから、46年7月24日に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、その加入手続の際に、資格取得日を遡って40年7月19日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年7月から44年3月までの保険料は時効により納付することはできず、同年4月から46年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、前述のとおり、母親は既に死亡しており、申立人も申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額についての記憶も無いことから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見

いだすことはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3011

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から57年9月までの期間及び同年11月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から57年9月まで
② 昭和57年11月から58年3月まで

申立期間当時、私は学生で詳細は覚えていないが、私が20歳（昭和50年*月）になった頃、父親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたはずだ。申立期間①と申立期間②の間の57年10月の1か月のみ納付されていることもおかしい。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年7月頃にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時である50年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となり、父親は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、同年6月から56年3月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年4月から57年9月までの期間及び申立期間②の保険料は、過年度納付することは可能

であったものの、申立人は、両親から保険料を遡って納付したことを聞いた覚えは無いとしていることから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情を見いだすことはできない。

さらに、オンライン記録及びA市が保管する申立人の国民年金納付記録共に申立期間は未納とされており、これらの記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人は、申立期間①と申立期間②の間の昭和57年10月の1か月のみ保険料が納付されているのは不自然だとしているが、オンライン記録によると、申立人は、59年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同年4月の国民年金保険料も納付していたことが確認できる。このため、同年4月の国民年金保険料は、厚生年金保険料と重複することとなり、国民年金の資格は、無資格期間となることから、過誤納保険料となり、還付されることとなる。同記録の過誤納記録欄を見ると、同年4月の保険料(6,220円)は、申立人が厚生年金保険に加入したことを理由に同年11月28日に、時効直前の未納期間であった57年10月の保険料(5,220円)に充当され、残る1,000円は還付決定され、59年12月26日に申立人名義のC銀行D支店の普通預金口座に振り込まれたことが明記されていることから、57年10月の保険料は、前述のとおり、59年4月に納付された保険料が過誤納保険料となり57年10月に充当された納付記録である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続場所、加入手続時期及び納付金額については覚えていないが、20歳（昭和48年*月）の頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は1か月又は3か月ごとに納付書で金融機関に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（昭和48年*月）の頃に国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料は、1か月又は3か月ごとに納付書で金融機関に納付したとしているところ、申立人は、加入手続場所、加入手続時期及び申立期間の保険料の納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月2日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って48年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものとみられる。

さらに、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金被保険者名簿の納付記

録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月

私は申立期間当時、学生であった。私の国民年金加入手続は、母親が行い、国民年金保険料も送付されてきた納付書で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、送付されてきた納付書で金融機関に納付していたとしているものの、加入手続時期及び加入手続場所については全く覚えていないとしている上、申立期間の保険料の納付場所、納付金額及び納付時期も覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金記録表のいずれも申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、母親は、送付されてきた納付書で申立期間の保険料を金融機関で納付したとしているものの、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から44年12月30日まで

申立期間に係る事業所を退職した当時は脱退手当金のことは何も知らなかった。10年ほど前に社会保険事務所（当時）に行った時、脱退手当金が支払われていると聞いたが、今回の日本年金機構から届いた確認はがきを見て、改めて調査してもらいたいと思い、申立てすることにした。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年2月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月4日から42年1月11日まで

妊娠が判明してすぐに申立期間に係る事業所を退職し、脱退手当金の支給記録のある昭和42年3月は、体調が優れず外出ができない頃であった。申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所地、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されているほか、当該事業所を管轄する社会保険事務所（当時）の「隔地支払済42. 3. 17」の押印がある上、脱退手当金支給決定何に記載されている支給額は、オンライン記録の支給額と一致しており、支給額に誤りも無い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年3月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さとうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5993（事案4504の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月頃から2年6月末頃まで

申立期間当時、A社に新聞の求人欄を見て入社し、部署等を特定せず就業した。その間、社長等幹部から直に指図、相談等を受け、全般的な仕事を行っていた。

給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年10月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書ももらった。

しかし、被保険者記録が無いことに納得できないので、新たな資料等は無いが、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「A社で社長等幹部から直接指示を受け全般的な仕事に従事していた。」と主張しているが、A社は、「当時の関連資料を保管していないため、申立人が勤務していたかどうか分からない。」と回答していること、当時の事業主は、既に死亡しており、申立期間当時の取締役、総務部長を含む複数の管理職及び厚生年金保険の記録のある複数の同僚は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態等について確認できないこと、オンライン記録によると、申立期間の前後の期間において国民年金の第3号被保険者である申立人の妻は、平成元年4月1日から申立人が後に勤務するB社で厚生年金保険被保険者資格を取得する2年7月2日までの間、第1号被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できること等から、既に当委員会の決定に基づき、22年10月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていた。被保険者記録が無いことに納得できないので、再度、調査してほしい。」と主張しているが、今回の再申立てに際し、申立人から申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等は提出されておらず、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月まで

旧制中学校在学中にA社に学徒勤労働員され、卒業後の昭和20年4月1日からも継続して同社に雇用されて終戦まで勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B中学校から提出された卒業証明書、同校からA社への学徒勤労働員時の様子、同社を退職するまでの勤務状況、通勤経路等についての申立人の記憶は具体的で、同校の学校史等の記載内容、同校から同社に学徒勤労働員された同窓生の証言とも一致していることから、申立人が旧制中学校であった同校から同社に学徒として勤労働員され、昭和20年3月の卒業後、申立期間において同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険加入については、当時の記録が残っておらず確認できない。旧制中学校を卒業後、継続して勤務した勤労働員学徒の取扱いは不明。」と回答している。

また、申立人と同様にB中学校からA社に学徒として勤労働員され、昭和20年3月の卒業後も継続して同社に勤務していたとする同僚は、「申立人のことは知らないが、私は、昭和20年3月に卒業し、大学の専門部に進学の予定だったが、同年6月までA社で学徒勤労働を延長すると言われ、卒業後も継続して勤務した。同社から給与を受け取っていたことは間違いないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたかは覚えていない。」と証言している上、申立人が終戦まで一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚は、既に死亡しており、申立人が同窓生の勤労働員学徒として名前を挙げた他の複数の同僚は、いずれも連絡が取れないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生

年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録及びA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、上記複数の同僚は、いずれも同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

加えて、当時の勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いとされている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から平成7年9月まで

私は、A社に昭和37年3月から平成15年12月まで勤務したが、このうち、申立期間の標準報酬月額について、私が保管している給与支給明細書で確認できる総支給額より低いことが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、給与支給明細書の総支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書に記載された総支給額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与支給明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金の加入員台帳における標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月17日から44年5月26日まで
脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年8月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の前の4年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の直前に脱退手当金が未請求となっている別のB社の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

愛知厚生年金 事案5997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から42年12月20日まで
年金事務所から「確認はがき」が届いたので、改めて思い返してみたが受け取った覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月半後の昭和43年8月13日に、申立人と同日に被保険者資格を喪失した同僚と共に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から40年6月23日まで

結婚のため、申立期間に係る事業所を退職したが、当時は脱退手当金の制度すら知らなかった。脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されているほか、当該裁定請求書及び厚生年金保険給付金裁定伺によると、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和41年1月27日に当該裁定請求書を受理し、同年2月1日に当該裁定伺を作成しているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、当該裁定請求書が受理された日から約3週間後の昭和41年2月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月5日から31年10月27日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年10月27日の前後2年以内に資格喪失した同僚で脱退手当金の受給資格を有する5人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に支給記録があり、いずれも資格喪失日から約3か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの1人は、「事業所が脱退手当金の手続をしたと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年12月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から32年3月12日まで
② 昭和34年9月8日から37年7月21日まで

私は、日本年金機構からのはがきにより、申立期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年12月26日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月16日から45年2月23日まで
② 昭和49年7月17日から51年3月1日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間②の同被保険者記号番号は当初異なっていたものの、申立人がA社を退職した約3か月後の昭和51年6月9日に重複取消処理が行われたことが申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に記録されている上、申立期間①の同被保険者記号番号払出簿によると、脱退手当金が支給決定されてから22日後の同年11月10日に旧姓から新姓に氏名変更が行われていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消及び氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月半後の昭和51年10月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月21日から35年4月21日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格者33人(申立人を含む。)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、28人(申立人を含む。)に支給記録があり、その全員について資格喪失日から約4か月以内に支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月半後の昭和35年6月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月18日から32年4月8日まで
② 昭和33年3月10日から36年3月7日まで

日本年金機構からのはがきにより、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

私は、A社については脱退手当金を受給したが、B社及びC社については受給した記憶は無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間①及び②は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人は、A社退職時に同社を通じて脱退手当金の請求手続をしたことを記憶している上、支給額は、同社、B社及びC社における被保険者期間を合わせて計算した金額と一致しており、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはいかなる理由も無いことから、申立期間①及び②も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要とされる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ昭和41年3月20日付けで回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかなる理由も無い上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月7日から27年9月25日まで
② 昭和28年11月9日から33年6月21日まで
③ 昭和33年7月1日から34年3月5日まで

確認はがきにより、脱退手当金を支給されたことになっているのを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和34年8月20日に支給決定されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には同年5月7日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することができなかったことから、申立期間の最終事業所を退職後、昭和50年2月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月21日から同年12月1日まで
② 昭和33年6月1日から34年2月1日まで
③ 昭和34年2月1日から40年8月4日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金を支給されたことになっていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和40年8月4日の前後3年以内に資格喪失し、受給要件を満たす者17人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14人について支給記録が確認できる上、そのうち連絡先が把握できた複数の同僚は、「事業所が手続してくれた。」と回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和41年3月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月21日から32年9月16日まで
② 昭和33年1月20日から34年12月30日まで

私は、A社退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年6月6日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳には同年3月11日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことから、申立期間の最終事業所を退職後、昭和63年6月まで厚生年金保険の被保険者記録の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月13日から同年10月1日まで
② 昭和24年10月1日から27年2月29日まで

私は、平成6年10月頃の年金手続の際に脱退手当金を受給したことになっているのを知ったが、もらった記憶は無いので、日本年金機構からの確認はがきを見て申立てをした。結婚は昭和30年であり、27年にももらった記憶は無いので脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和27年4月17日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月10日から34年8月20日まで

私はA事業所に2回勤務をしたが、厚生年金保険の加入記録を確認すると、2回目の被保険者期間だけ脱退手当金を受給したことになっている。

しかし、私は脱退手当金を受給した記憶は無い上、一部の勤務期間だけを請求するはずもないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年8月20日の前後約3年以内に資格喪失した女性59人のうち、脱退手当金の受給資格を有する27人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を除く15人に支給記録が確認でき、そのうち9人については資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「当時の事業所から脱退手当金の請求についての説明を受けて受給したが、請求手続を自分でした記憶は無い。」としている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年1月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月4日から32年9月22日まで

私は、平成20年7月頃に昭和35年6月14日に脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、昭和35年4月21日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、保険給付欄に脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」の記載が有り、資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。